

条例案第3号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議決されたく、
会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月22日提出

加西市議会議長 後藤千明様

提出者 加西市議会議員 森田博美

賛成者 " 森元清蔵

 " 黒田秀一

 " 高橋佐代子

 " 高見 忍

 " 土本昌幸

 " 別府 直

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成14年加西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「議長にあつては「100分の191」、副議長にあつては「100分の197」、議員にあつては「100分の201」を「100分の165」に、「議長にあつては「100分の209」、副議長にあつては「100分の216」、議員にあつては「100分の221」を「100分の185」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例は、平成22年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。